

令和3年度

柏市立光ヶ丘中学校PTA総会

とき：令和3年5月15日(土) 16:00~
ところ：柏市立光ヶ丘中学校 家庭科室

総会次第

1. 資格確認
2. 開会の言葉
3. PTA会長挨拶
4. 校長挨拶
5. 議長選出並びに書記任命
6. 報告
 - (1) 令和 2年度一般経過報告
 - (2) 令和 2年度会計決算及び監査報告
7. 議事
 - (1) 令和 2年度一般経過報告・会計決算報告承認の件
 - (2) 令和 3年度運営方針・活動計画案
 - (3) 会則の改正について
 - (4) 令和 3年度会計予算案
 - (5) 新役員選出について
 - (6) その他
8. 新旧役員並びに新運営委員の紹介
 - (1) 新旧役員紹介
 - (2) 新運営委員紹介
9. 閉会の言葉

令和2年度 一般経過報告

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、予定されていた行事や取り組みの大部分が中止あるいは延期され、PTA活動も当初計画の変更を余儀なくされました。例年、対面方式で行う役員選出が、感染予防のため実施できず、役員による運営委員会の承認を必要とする案件は、都度、PTA会員に文書で諮り、あるいは報告をす方式で運用を続けています。

そうした中、学校と適宜協力し合いながら、子どもたちの学校生活の助けとなれるよう、可能な限りの活動を継続してきました。夏場には環境整備の観点から、子どもたちの熱中症対策のための新しい製氷機の導入を、学校の要望に応じて支援いたしました。

また、PTA会員の方々にはトイレ清掃ボランティアをはじめ、学校行事に関する奉仕活動等に貢献いただきました。

活動の制限を強いられた本年度ですが、これまで慣例的に行ってきた行事や活動の意味をあらためて振り返る機会ともなりました。対面の懇談・交流ができない中、学校・家庭とのコミュニケーションを工夫することで、運営方針に基づいた意義のある活動を行えたのではないかと思います。

なお、各部の主な活動は別載の通りです。

令和2年度年間活動報告

月	活動内容	
	学年部・若草学級	広報部
4	休校	休校
5	休校	休校
6	コロナ感染対策により令和2年度は活動自粛	コロナ感染対策により令和2年度は活動自粛
7		・一号(177号)発行(前年度役員により製作・発行)
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

令和 2 年度年間活動報告

月	活動内容	
	校外部	本部
4		<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査 ・保護者名札作成
5		<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回本部会
6		<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回本部会 ・新 1 年生腕章配布・入校証配布作業 ・PTA総会 ・第 3 回本部会 ・空気清浄機購入
7		<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回本部会 ・校内消毒ボランティア協力
8	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・制服リサイクル開催 ・校外部会出席 ・製氷機購入
9	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回部会 ・校外パトロール当番表作成(支部確認、振り分け) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回本部会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・校外パトロール当番表配布 ・校外パトロール開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回本部会 ・会計中間監査
11		<ul style="list-style-type: none"> ・第 7 回本部会
12		<ul style="list-style-type: none"> ・第 8 回本部会 ・1・2 年生役員アンケート取りまとめ ・第 9 回本部会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール一時中断(緊急事態宣言発出により) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度会計予算案見直し・作成
2		<ul style="list-style-type: none"> ・第 10 回本部会 ・3 年生腕章回収
3	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール再開(4月へ延期) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 回本部会 ・卒業祝い記念品贈呈 ・給食監査

令和2年度 PTA会計決算報告書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

<一般会計>

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	差額	備考
繰越金	975,890	975,890	0	前年度より繰越
保護者会員費	1,800,000	1,559,400	▲ 240,600	今年度はコロナのため、10ヶ月分を1,000円×3回/年として集金
教職員会員費	133,200	123,000	▲ 10,200	今年度はコロナのため、10ヶ月分を1,000円×3回/年として集金
雑収入	100	9	▲ 91	預金利息
合計額	2,909,190	2,658,299	▲ 250,891	

支出の部

項目	予算額	決算額	差額	備考	
運営費	会議費	18,000	0	18,000	各部会議に関わる費用(お茶・菓子)【活動自粛】
	研修出張費	15,000	2,040	12,960	PTA対外活動交通費【活動自粛】
	事務連絡費	23,500	15,500	8,000	通信費・コピー代など【活動自粛】
	慶弔費	60,000	49,000	11,000	会員の慶弔・転出教職員の饗別
	負担金	120,000	71,310	48,690	県市庁連負担金・少年補習センター会費など【活動自粛】
	備品費	70,000	60,750	9,250	PTA用備品 P・バレー部ユニフォーム(3回山用)
	事務費	45,000	9,018	35,982	PTA事務用品
	雑費	15,000	5,332	9,668	印手・手数料など
小計	366,500	212,950	153,550		
活動費	広報部費	250,000	34,350	215,650	広報印刷・冊集等経費【活動自粛】
	校外部費	15,000	1,636	13,364	支部別ハトロール【活動自粛】
	学年部費	40,000	0	40,000	学年学級活動・ボランティア経費【活動自粛】
	指名委員会費	5,000	4,000	1,000	通信活動費
	本部費	150,000	12,500	137,500	PTA全体活動(制服リサイクル)【活動自粛】
	サークル活動費	15,000	14,554	446	バレーボール部 ボール他
	全校駅伝補助費	150,000	53,408	96,592	駅伝大会交通費他【活動自粛】
	生徒活動援助費	500,000	158,880	341,120	部活動に関わる補助(各部補助【部員×300円】・各部大会交通費)【活動自粛】
	環境整備費	300,000	299,944	56	教育・生活環境の整備補助(製氷機・空気清浄機使い捨てプレフィルター)
	卒業記念品費	70,000	54,240	15,760	お返し品
	PTA会員保険	50,000	47,200	2,800	PTA傷害保険
	災害整備費	170,000	162,180	7,820	非常食購入費(新入生と新教職員分:レトルトご飯+インスタント味噌汁 1食分・全生徒分:非常用給水袋+エコ容器)
周年行事費	0	0	0		
小計	1,715,000	842,892	872,108		
積立金	備品積立金	100,000	100,000	0	<特別会計>備品積立金へ
	災害整備費積立金	150,000	150,000	0	<特別会計>災害整備費積立金へ
	周年行事積立金	100,000	100,000	0	<特別会計>周年行事積立金へ
	小計	350,000	350,000	0	
予備費	477,690	336,000	141,690	空気清浄機20台(コロナ感染防止対策)	
合計額	2,909,190	1,741,842	1,167,348		
差引残高		916,457		収入合計額-支出合計額 =次年度繰越金	

<特別会計>

積立金の部

項目	当初残高	収入	預金利息	支出	備考	次年度繰越金 (令和3年度へ繰越)
備品積立金	251,177	100,000	2	0		351,179
災害整備費積立金	246,333	150,000	2	0		396,335
周年行事積立金	510,365	100,000	4	0		610,369

令和2年度PTA会計監査報告

令和2年度柏市立光ヶ丘中学校PTAの会計監査につき、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 日時 令和3年4月6日(火)
午前10時00分～
2. 場所 PTA会議室

柏市立光ヶ丘中学校PTA会計監査の結果、帳簿・伝票・
その他関係帳簿は適正に処理されていることを認めます。

令和3年4月6日

会計監査

菊地 博美



須賀 満子



酒巻 幸子



令和3年度運営方針・活動計画(案)

1. 運営基本方針

- (1) 学校の教育活動を支援することを目的とし、PTA活動を通して会員相互の理解・親睦を深める。
- (2) 生徒を取り巻く校内の環境整備、校外の安全確保、家庭教育力の向上を図り、学校とその周辺地域社会の環境改善に努める。
- (3) 上記の方針を具体化するため、奉仕の精神で、各種PTA活動をはじめ、ボランティア活動も行う。そして、学校・保護者・地域がしっかりとスクラムを組んで、生徒の健全な育成を図っていく。

2. 活動計画

◎本部

- ・PTA総会 ・役員会 ・学校行事への協力
- ・県P連、市P連関係行事参加
- ・青少協、青少補関係会議及び行事参加 等

〔 *県P連=千葉県 PTA 連絡協議会 *市P連=柏市 PTA 連絡協議会
*青少協=光ヶ丘地区青少年健全育成推進協議会 *青少補=青少年補導員 〕

◎学年部

- ・活動見合わせ

◎広報部

- ・活動見合わせ

◎校外部

- ・各支部にて校外の生活指導と通学路パトロール ・地区懇談会 等

◎指名委員

- ・本部役員選出、選考

3. 会費

令和3年度は活動縮小のため、会費は12ヶ月分から9ヶ月分へ減額とする。

【PTA 会則の改正(案)】

柏市立光ヶ丘中学校 PTA 会則 第7章 機関 第23条 改正の提案

第7章 機関 第23条

現行：運営委員会は会長・副会長・書記・会計と各部長・副部長、校長・教頭・教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき、一般の会務および緊急事項について協議する。

改正：運営委員会は会長・副会長・書記・会計と各部長・副部長、校長・教頭・教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき、一般の会務および緊急事項について協議する。

災害や感染症等により、運営委員会が開催できない場合は、会長・副会長・書記・会計と校長・教頭・教務主任にて協議決定を行う。

改正理由：近年、大型台風やコロナウイルスの拡大など、災害や感染症拡大によって異例の対応をとる事案が発生しています。そのような場合においても子どもたちが安心して安全に学校生活を送るには、PTAも迅速に活動・支援が行える体制を整える必要があります。そのため、災害や感染症により運営委員会が開催できない場合にかぎり、協議決定をスムーズに行えるよう第23条の改正を提案いたします。

令和3年度 PTA会計予算 (案)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

<一般会計>

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	備考
前年度繰越金	916,457	前年度より繰越
保護者会費	1,431,000	1世帯300円×9ヶ月
教職員会費	110,700	300円×9ヶ月
雑収入	10	預金利息
合計額	2,458,167	

支出の部

項目	予算額	備考
会議費	0	各部会議に関わる費用(お茶・菓子代)
研修出張費	15,000	PTA対外活動交通費
事務連絡費	15,500	通信費・コピー代など
慶弔費	60,000	会員の慶弔・転出教職員の餞別
負担金	100,000	県市P連負担金・少年補導センター会費など
備品費	30,000	PTA用備品
事務費	30,000	PTA事務用品 印刷用インク代など
雑費	6,000	切手・手数料・転出生へPTA会費返金手数料など
小計	256,500	
広報部費	0	広報印刷・編集等経費
校外部費	3,000	支部活動・パトロール・地区懇談会
学年部費	0	学年学級活動・ボランティア経費
指名委員会費	4,000	通信活動費
本部費	50,000	PTA全体活動(体育祭PTA競技用品・市P連バレーボール参加費など)
サークル活動費	15,000	バレーボール部 備品など
全校駅伝補助費	150,000	合宿補助他
生徒活動援助費	250,000	部活動に関わる補助(各部補助【部員×300円】・各部大会交通費補助・応援に関わる支出)
環境整備費	600,000	教育・生活環境の整備補助(感染予防対策:1階、2階の手洗い場温水器設置工事)
卒業記念品費	70,000	
PTA会員保険	50,000	PTA傷害保険
災害整備費	100,000	非常食購入費(新入生と新教職員分:レトルトご飯+インスタント味噌汁/全教職員分:給水袋+エコ容器)
周年行事費	0	
小計	1,292,000	
備品積立金	100,000	<特別会計>備品積立金へ
災害整備費積立金	100,000	<特別会計>災害整備積立金へ
周年行事積立金	100,000	<特別会計>周年行事積立金へ
小計	300,000	
予備費	609,667	入学式配信補助(110,000円)
合計額	2,458,167	

<特別会計>

積立金の部

令和3年度

項目	当初残高
備品積立金	351,179
災害整備費積立金	396,335
周年行事積立金	610,369

令和3年度PTA本部役員(候補者)

(令和3年総会資料)

紹介者 教頭 滝 恒真

役員名	学年	氏名	支部名
会長	3年	とみた ひろゆき 富田 裕之	広池
副会長	3年	せら あやこ 世羅 綾子	光ヶ丘東部
	3年・1年	かなざわ かよこ 金澤 加代子	今谷
書記	3年	ゆあさ ゆうこ 湯浅 優子	今谷
	3年・1年	まる やま みき 丸山 未来	東中新宿
	学校	あべ けんいち 阿部 健一	学校
会計	3年	かき ぬま まゆみ 柿沼 真弓	東中新宿2
	2年	はら ぐち みき 原口 美紀	中新宿
	学校	たき こうしん 滝 恒真	学校
会計監査	3年	さか まき さちこ 酒巻 幸子	中新宿
	3年	す が みちこ 須賀 満子	つくしが丘
	1年	ね もと まきこ 根本 真希子	光ヶ丘東部

柏市立光ヶ丘中学校PTA会則(案)

第1章 名称および事務局

第1条 本会は柏市立光ヶ丘中学校PTAと称し、事務局を光ヶ丘中学校(柏市光ヶ丘4-23-1)におく。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、光ヶ丘中学校教育の振興を図り、生徒の福祉を増進することを目的とする。

第3章 活動および主旨

第3条 本会はその目的達成のために家庭と学校の緊密な連絡のもとに次のような活動をする。

- (1) 生徒の教育環境をととのえる。
- (2) 生徒の生活環境をととのえる。
- (3) 生徒の校外生活を指導する。
- (4) 会員相互の理解を深め、向上をはかる。
- (5) この地域の社会教育の振興を助ける。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は次の主旨に則り前条の活動をする。

- (1) 教育を本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
- (2) 特定の政党、宗教にかたよらない。
- (3) 営利のみを目的とする行為はしない。
- (4) 学校の人事、管理に干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会は次の会員で組織される。

- (1) 本校の生徒の父母、またはそれに代わる人(以下保護者という)
- (2) 本校の教職員

第6条 会員は、本会の趣旨に賛同する光ヶ丘中学校の保護者と教職員とにより構成され、そのすべてに平等の権利を有し、義務を負う。

第7条 会員は、会費を納めるものとする。ただし、特別な事情がある会員に対しては、会長・副会長・学校側において協議をし、会費を減免することができる。

第5章 役員

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 書記 3名(内1教職員)
会計 3名(内1教職員) 会計監査 3名

第9条 役員は指名委員会を設け、候補者を選出する。指名委員会に関する細則は別に定める。
ただし、選出は総会の承認を得なければならない。

第10条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 役員は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 会長は柏市PTA連絡協議会運営委員を兼任する。

(中原小・光小・光中の持ち回り、3年に1度担当する。)

(3) 柏市PTA連絡協議会運営委員会に会長が出席できない場合は、副会長・書記・会計が代理出席する。

(4) 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。

(5) 書記は総会および運営委員会の開催準備ならびに議事の記録、本会活動に関する重要事項の記録、関係文書の作成・配布・保管に当たる。

(6) 会計は総会が決定した予算に基づきいっさいの会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他本会の財務管理にあたる。

(7) 会計監査は年度末に本会の経理を整理し、その結果を総会に報告する。また、会計監査は必要に応じて臨時に会計の監査を行うことができる。

第6章 経理

第12条 本会の経費は、会費およびその他の収入によって支弁される。

会費は、一世帯月額300円とする。

第13条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

第14条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 機関

第16条 本会に次の機関をおく。

総会 役員会 運営委員会 部長会 部会

第17条 総会は本会の全会員をもって構成する。

第18条 総会は次の事項を決議する。

(1) 役員を選出

(2) 年度決算の承認

(3) 年度予算の議決

(4) 会則の改正

(5) その他重要事項の審議ならびに議決

第19条

1. 総会は定期総会と臨時総会の2つとし、会長がこれを招集する。

2. 定期総会は毎年4月に開く。

3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。

第20条 総会は会員の4分の1以上(ただし委任状を含む)の出席を持って成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは議長が決する。

第21条

1. 役員会は会長、副会長、書記、会計および校長、教頭をもって構成する。

2. 役員会は総会、運営委員会等の議案、議決の掲示、その他の本会の活動に必要なと思われる事項について協議する。

第 22 条

1. 本会に次の支部をおく。

・豊住 ・中新宿 ・東中新宿1 ・東中新宿2
・光ヶ丘東部 ・今谷 ・広池 ・つくしが丘 ・加賀

2. 支部は全会員で組織し、支部役員の選出及び本会の目的達成に必要な活動を行う。

第 23 条 運営委員会は会長・副会長・書記・会計と各部長・副部長、校長・教頭・教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき、一般の会務および緊急事項について協議する。

災害や感染症等により、運営委員会が開催できない場合は、会長・副会長・書記・会計と校長・教頭・教務主任にて協議決定を行う。

第 24 条

1. 本会に次の部会を設け、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

- (1) 学年部 学年PTAの運営、会員相互の研修およびその他の活動
- (2) 広報部 会報の発行、その他の広報活動
- (3) 校外部 生徒の校外指導、地区懇談会等

2. 各部会は部長、副部長を互選する。

第 25 条 運営委員会・部長会・部会は必要に応じて随時開催とする。

第 8 章 付 則

第 26 条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

第 27 条 この会則は総会出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。

第 28 条 この会則は昭和42年4月26日より施行する。

昭和47年5月18日 一部改正

昭和59年4月21日 一部改正

昭和60年4月27日 一部改正

平成 元年4月22日 一部改正

平成 4年4月18日 一部改正

平成 7年4月15日 一部改正

平成14年4月19日 一部改正

平成19年4月20日 一部改正

平成20年4月19日 一部改正

平成21年4月18日 一部改正

平成24年4月21日 一部改正 平成24年度より施行

平成25年4月20日 一部改正 平成25年度より施行

平成26年4月19日 一部改正 平成26年度より施行

平成27年4月25日 一部改正 平成27年度より施行

平成28年4月18日 一部改正 平成28年度より施行

平成30年4月23日 一部改正 平成30年度より施行

令和 3年5月15日 一部改正 令和3年度より施行

PTA役員選出に関する細則

第1条 この細則はPTA会則第9条に基づきPTA役員の選出について必要な事項を定める。

第2条 本部役員選出については指名委員会を設け選考する。指名委員は新2年生保護者より専任の委員として選出し、指名委員会は10名以内にて構成する。必要に応じて相談役を置くことができる。

第3条 指名委員会は指名委員互選により正副委員長各1名を選出する。

第4条 指名委員会は次のことを行う。

(1) 役員立候補者の受付ならびに推薦。

(2) 候補者について総会に上提する。

第5条 指名委員の任期は委員会の結成されたときから、総会において新役員が選出されるまでとする。

ただし、指名委員が候補者となった場合は、その時をもって指名委員を解くこととする。

第6条 この細則を昭和57年1月14日より実施する。

昭和61年 2月 4日 一部改正

平成 7年 3月 9日 一部改正

平成16年12月 2日 一部改正

平成18年 2月 2日 一部改正

平成20年 2月 6日 一部改正 平成20年度より実施

平成26年 4月19日 一部改正 平成26年度より実施

平成27年12月 7日 一部改正 平成28年度より実施

補導委員の運営委員会出席に関する細則

PTAより推薦された柏市青少年補導委員は運営委員会に任意に出席し、補導上の情報交換にあたる。

PTA慶弔に関する細則

第1条 この細則はPTA会則第26条に基づき、運営委員会の議決を経て定めるものである。

第2条 この細則は原則として会員およびその家族を対象とする。

第3条 柏市立光ヶ丘中学校に在籍する教職員で、転退職があった場合は感謝の意を表すために一律の金額の花束を贈る。特に事情のある場合は役員会の議決を経て執行することができる。

第4条 この会の凶事(死亡)の場合は次によって弔意を表す。

(1) 本校生徒の場合は香典として10,000円をおくる。

(2) 父母またはこれに代わる保護者の会員の場合は香典として10,000円をおくる。

(3) 本校教職員の場合は役員会の議決を経て執行する。

(4) 本校教職員の配偶者およびその子女ならびに本人の両親の場合は香典として5,000円をおくる。

第5条 会員の不慮の災害については役員会の議決を経て執行する。ただし緊急を要する場合は会長が措置する。

第6条 該当者からの返礼は行わないものとする。

第7条 慶弔の意を表すにあたっては役員代表が行う。

第8条 この細則によりがたい場合は役員会の議決を経て執行する。

第9条 この細則は昭和61年3月4日より実施する。

平成17年 1月13日 一部改正

平成19年12月 5日 一部改正

平成20年 2月 6日 一部改正 平成20年 2月6日より実施

PTA組織図

本校PTAは下図のように、総会、役員会、運営委員会、部長会の機関をおく。

本校PTA会員は本校の教職員や保護者であると共に『光ヶ丘中学校区』を中心とする地域住民の一員であるということによって両者を合わせて組織が構成されている。

